

東京都産業労働局に対する要望書への回答説明会記録

1. 日時：平成22年10月25日(月) 11:00~12:00

2. 場所：東京都庁第一本庁舎 33階 S2会議室

<産業労働局 出席者>

産業労働局	雇用就業部	就業推進課
同	同	就業推進課
同	同	能力開発課
同	同	労働環境課

<東京LD親の会連絡会 出席者>

けやき	3名
にんじん村	2名
くじら	2名

要望書回答【就労・雇用関係要望項目】

1. 国または国に準ずる機関等への働きかけ 回答:(雇用就業部 就業推進課)

(1) 障害者の雇用の促進等に関する法律

(2) 公共職業安定所、等

(3) 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの充実

(4) 発達障害者に対する職業訓練の推進

(1)から(4)については国の施策ですので、要望の主旨は国に伝えていきます。

(5) 「障害者試行雇用事業」の拡充促進

同じく国の施策ですが、都では863人規模で実施しています。試行雇用奨励金(トライアル雇用奨励金)は月額単価4万円で、変更はありません。

都としては今後も、障害者試行雇用事業をはじめとする国の障害者施策の普及・啓発に努めてまいります。

(6) 職場適応援助者(ジョブコーチ)事業の充実

主旨は国に伝えていきます。東京都は20年度より都独自のジョブコーチ制度をはじめとしています。初めて障害者を雇用する中小企業に職場定着を支援するべく、東京ジョブコーチ支援事業を開始したところです。20年度は20名のジョブコーチでしたが、21年度は40名に拡大し、今年度については60名としました。さらに、困難事例にも対応できるように統括コーディネーターを3名配置し、強化をしているところです。

2. 職業教育の充実と求職活動への準備段階における支援

回答:(雇用就業部 就業推進課)

中等部の設置されている特別支援学校にも障害者雇用促進ハンドブックを配布していますが、さらにそれ以外の都立高校にも、昨年度からハンドブック等を配布しており、今年度も配布予定です。

3. 相談体制の整備と多様かつ効果的な職業訓練、職場実習制度の充実

(1) 多様なニーズに対応した委託訓練の充実 回答:(雇用就業部 能力開発課)

現在LD等の方を対象とした訓練は単独では行っていませんが、知的障害者や精神障害者と発達障害者との混合による訓練が多い状況です。21年度の受講状況を見ると基礎的

OA 機器の操作、事務補助作業、調理補助、オフィスの清掃等のその他作業があります。今後ともさまざまな障害者の方々に対応できる職業訓練を目指して取り組んでいきます。

- (2) **障害者委託訓練コーディネーターへの研修の充実** 回答:(雇用就業部 能力開発課)
障害者就業支援課委託訓練班において月2回の割合で打合せ会議を行い、会議の中で情報を共有しているほか、今年度より月1回の割合でカウンセラー(臨床心理士の有資格者)による専門的見地からの助言指導を受けています。現在各コーディネーターが障害者訓練に対して熱意を持ってマッチングを行っています。新たなコーディネーターについては、さまざまな障害者の方を対象とした職業訓練に理解のある方の配置を考えています。

- (3) **総合コーディネーター事業の充実** 回答:(雇用就業部 就業推進課)
セミナーの開催時にハンドブック等を配布し、事業主に対して障害特性についての理解を深めるようにしています。また、就活セミナーについては今年度、新たな事業として開始したところです。今年度の実施効果等を検証した上で、対象の拡大については検討していきたいと考えています。

- (4) **東京都障害者職業能力開発校等** 回答:(雇用就業部 能力開発課)
現在、国立吉備高原職業リハビリテーションセンターで3コースの職業訓練を行っています。また平成20年度から国立職業リハビリテーションセンターでも10名程度の定員で募集が開始されているところです。東京都でもその成果を踏まえて今後も各種訓練について検討を進めていきます。

4. 障害者就業・生活支援センターの拡充と一体的支援の充実

回答:(雇用就業部 就業推進課)

- (1) **障害者就業・生活支援センターの拡充計画**

障害者就業・生活支援センターについては、現在都内に5ヶ所を設置して障害者の就労及び生活支援を行っています。東京都障害者福祉計画では平成23年度までに合計6センターの設置を目標としています。現在多摩地域に6センター目を設置するべく、受託団体を探しているところです。

- (2) **LD等発達障害者の相談者育成と職場定着**

障害者就業・生活支援センターでは年々発達障害者の相談が増加している状況であり、そのことは把握しています。東京発達障害者支援センターや地域の医療機関、就労支援機関等と連携して、発達障害者の支援を強化するべく研修等を行う等、職員の個々のレベルアップ及びセンターそのものの支援のレベルアップを図っているところです。なお、LD等発達障害者の支援実績について、平成21年度における登録者は合計37名、相談件数は860件、就職者は13名です。ちなみに20年度は登録者29名、相談件数867件、就職者は6名でした。

5. 雇用・就業関係機関職員や事業所に対する理解と啓発の充実

回答:(雇用就業部 就業推進課)

- (1) **障害者雇用促進ハンドブックについて**

今年度は10月にハンドブックの改訂版が完成いたしました。掲載内容については皆様からの意見を頂戴しながら事業主や支援者の方々に分かりやすい冊子にしていきたいと考えています。

昨年度の要望で、発達障害者が精神障害者保健福祉手帳の対象となるということで記載をお願いしたいとの要望をお受けしましたが、私共の方で東京労働局等々に照会したところ、発達障害者=手帳の対象者となるということではないとの回答を受けた状況でありまして、

発達障害の方でも手帳を所持できる方がいるのも事実ではありますが、イコールではないということでした。引き続き確認中ですが、対象になる方もいるという記載でよければ、来年度のハンドブックについては記載させていただきたいと思います。

(2) 雇用・就業関係機関職員への研修会

都では発達障害の専門家を講師に招き、職業訓練指導員に対して平成18年度から毎年、年2回の研修を行っています。この研修は指導員向けのもですが、枠が空いていれば参加を希望する一般事務職員も受けることができるようになっていきます。今年度は7月12日と15日に実施しました。1回目は内容として「発達障害への理解」と題して、発達障害者と社会・経済状態の関係や発達障害とは何か、また自閉性障害や注意行動の障害等についての障害特性を研修として実施しました。2回目は「発達障害を持つ人への対応」と題し、発達障害等の認知特性について思考の特徴を示し、それに対する係わり方等について実施しました。

(3) 事業所に対する理解と啓発

毎年ハローワークを通じて企業にハンドブック等を配布しています。業界団体や商工会議所等については、産業労働局から直接配布し、言葉を添えて普及啓発を図っています。今後もハンドブック等を有効活用して普及啓発に努めて参ります。

6. 公的支援の実施(助成金) 回答:(雇用就業部 就業推進課)

平成20年度より次の2件を実施しています。

「東京都特例子会社設立支援事業助成金」

都内に特例子会社を設立予定の企業に対して、その設立に要した経費の1/2、最大300万円を助成するものです。20年度の実績は3社で768万1千円でしたが、21年度については5社、合計で711万1千円となっています。

「東京都中小企業障害者雇用支援助成金事業」

国の賃金助成である「特定求職者雇用開発助成金」の対象となる障害者を、助成金の支給が満了となった後も引き続き雇用する中小企業に対して都が独自に賃金助成を行うもので、雇用が継続されておれば最大2年間助成をするものです。20年度の実績については、支給決定件数は46件、助成金額は合計645万円でした。21年度については、決定件数が249件、助成金額3,673万5千円となっています。

7. 公的機関における雇用の促進とチャレンジ雇用 回答:(雇用就業部 就業推進課)

(1) 雇用の促進

産業労働局では平成14年度より、東京障害者職業能力開発校の実務作業科の生徒(知的障害者)をオフィス体験実習として、局内で受け入れを開始しました。1週間程度の実習です。

18年度からは地域の就労支援機関からも受け入れを図っており、さらに19年度からは精神障害者を実習の対象に含めて、毎年実施しています。昨年度は5名(知的障害者3名・精神障害者2名)を受け入れました。産業労働局以外の機関における職場実習については、各機関が所轄することになります。

(2) チャレンジ雇用

知的障害者と精神障害者を対象としています。発達障害の方でも「療育手帳(愛の手帳)」や「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの方であれば対象となりますので、排除しているということではありません。但し希望者が多いので、試験(実地のパソコン・封入作業の様なテスト)を課し、さらに面接をさせていただいて総合的な判断の中で採用する方を選

んでいます。

(3) チャレンジ雇用の実績

福祉保健局と連携して21年度は、知的障害者2名と精神障害者2名について実施し、それぞれ6ヶ月間雇用しました。(開始は20年度からです。20年度は4ヶ月でしたが、21年度は6ヶ月に期間延長しています。)21年度に臨時職員として終了した方の内1名はその後一般雇用につながっていますが、それ以外の方は引き続き地元にて、就労支援機関のバックアップを受けて一般就労するべく頑張っている状況です。

8. 一生涯を通じた支援体制の確立(関係行政機関、区市町村との連携の強化)

回答:(雇用就業部 就業推進課)

発達障害者支援法の施行により国、地方自治体、地域のそれぞれが早期発見をし、生活支援、就労支援、家庭に対する支援等々、必要な支援を講ずることが法には明記されています。ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、区市町村の就労支援センター、東京都発達障害者支援センター等色々な就労支援機関と連携を図り、産業労働局としては障害者就労支援の立場から普及啓発や職業能力開発、中小企業障害者雇用支援助成金、東京ジョブコーチ支援事業等々の職場定着支援を織り交ぜまして、自立した生活が確保できるように、これまで同様支援していきたいと考えています。

9. 職業教育の充実と求職活動への支援について 回答:(雇用就業部 就業推進課)

(1) 職業教育の充実と求職活動への支援

特別支援学校以外の中学校・高等学校と積極的な連携が足りているとは言えませんが、昨年度より都立高校につきましてはハンドブック等を、直接教育庁を通じて配布している状況です。ハローワーク等の支援機関を通して、ハンドブックを情報提供させていただいています。個々の教育機関とは各ハローワークがチーム支援を行っていますので、その中で福祉施設や特別支援学校等々密接な連携を持って求職活動の支援を行っている状況です。

(2) 企業向け普及啓発セミナーの実施

平成20年度より教育庁・福祉保健局と連携して、障害者雇用の普及啓発セミナーを協力して、東京労働局も含めて実施しています。21年度の実績として教育庁主催のセミナーを7月に実施し、169名の参加を得、参加企業数は143社でした。福祉保健局は、10月に実施して250名の参加。産業労働局では2月に実施し109名の参加、参加企業数は68社でした。

(3) 東京ジョブコーチ支援事業の進捗状況

21年度のジョブコーチの利用者は271名でした。その内16名が特別支援学校出身者となっています。

(4) 障害者雇用促進法の改正

障害者雇用促進法の改正がなされ、平成22年7月から中小企業の常用労働者数が200名を超える事業主については障害者雇用納付金制度の対象となりました。雇用率が達成されていない数に応じての納付金の支払が、これまで大企業だけであったものが、平成22年7月からは中小企業にも範囲が拡大され、27年度には100名を超える事業主と、さらに拡大されていきます。その意味では、障害者の雇用が制度的にも今拡大していく時期に入ったと思っています。産業労働局としてはこの時期を捉え、セミナーやハンドブック等々いろいろな機会を通じて中小企業の皆様にそれらをPRし、できるだけ多くの障害者を採用していただけるように、普及啓発を図っていききたいと思っています。ハローワーク等地域の支援機関と連携し、より効果的に施策を実施していききたいと思っています。

【質疑応答】

Q:(にんじん村)

ジョブコーチについて、手帳を使っての就労となる場合に、利用の仕方を教えてください。また、具体的にはどのような支援が受けられるのでしょうか。

チャレンジ雇用について、6ヶ月と期間を切っているようですが、「6ヶ月で終わってしまう」という印象があり、あまり評判がよくありません。どのような主旨で行なっているのでしょうか。

また、国では3年間の期間で行い、そのまま就労できるものがあると聞きました。都でも同様に考えていいのでしょうか。さらに、都では手帳就労の職員の採用はしているのかお聞かせ下さい。

A:(雇用就業部 就業推進課)

まず、ジョブコーチについてですが、東京しごと財団への補助事業です。都がお金を出して実施しているものですが、財団が毎年委託をして実施しています。現在の委託先は社会福祉法人東京都知的障害者育成会が請け負っています。20年・21年・22年度は育成会に委託しています。今年度利用したいと思った場合は、東京ジョブコーチ支援室(電話03-5386-7057)に電話をしていただくことで、詳しいことが聞けるようになっています。支援内容については、就職をした走り出しのところで上手く定着ができるように、定着支援が主です。支援できる日数は概ね20日間程度です。これは連日支援して20日間というイメージではなく、人によって違いますが、2ヶ月~3ヶ月かけてトータルで20日間位をスタートダッシュに使っていただくというものです。上手く企業の中で慣れていけるよう、定着が進むよう支援するということですので、支援内容は個々の障害により自ずと違ってきます。十分な面接や支援計画を立てた上で実施していくということになり、「同一のメニューが、どなたにでも」というものではありません。

チャレンジ雇用につきまして、東京都の場合は地方公務員法等で、最大6ヶ月という縛りが法律上あります。臨時職員としてチャレンジ雇用に入ってもらいますが、現状の制度では6ヶ月間が最大です。国の方では地方公務員法とは違いますので、6ヶ月以上でも可能ということですが、主旨としては、一般雇用に繋げる前段階で、練習期間を積んでもらうという目的の一つ大きくあります。また、一緒に働くことで健常者に対する理解促進も目的です。障害のある方に、働くとはこういうことなんだと分かっていただく為に、短い6ヶ月間ではありますが、チャレンジする為に使っていただきたいと思っています。そのまま就職ということについては、職員の採用については総務局の分野ですのでお答えできかねますが、実態として身体障害者以外の方の正規職員の採用は、現在、東京都では実施していません。

Q:(けやき)

ジョブコーチに関して、育成会に委託しているとのことですが、HP等で見ると発達障害への配慮と言いますが、発達障害者の中にも手帳を持っている方がいて、知的障害とは少し違う対応をしなければならないというところの配慮や理解が薄いように思われました。今後さらに、発達障害への理解や配慮をしていただきながら、ジョブコーチの配置をお願いします。また最近、手帳を取れない人たちが多くなりました。しかし特例子会社や企業は手帳の有無での判断であり、福祉ではないということを私たち(親たち)に言われますが、現状として手帳はないけれど普通として生きていくのは大変だということ、精神障害者保健福祉手帳ということの理解もし、ほとんどの対象にはなっていると思うのですが、療育手帳の取れない人たちに対しての就労について、どのようにお考えかお聞かせください。

A:(雇用就業部 就業推進課)

ご本人様より直接電話を頂戴して、「なかなか就職できない」との声をお寄せいただくこと

もあり、いろいろな事もお話をさせていただいていますが、すぐに就職するということには結びつきにくい現状がございます。私共の方でも苦々しい思いをしているところです。その上で何ができるかと言えば、具体的には普及啓発ということになりますので、できるかぎり機会を捉えて、「このようなことならできる」「この部分であれば企業の中でも使える」等の部分でPRしていくしかありません。研修等で私共も勉強していきますが、企業や事業主に分かっただけから始めないと難しいと思っています。法律改正についても、手帳のある方優先になると思われますので、難しさを感じています。何かいいお知恵があれば、返ってお聞かせいただきたいと思っています。

Q:(けやき)

ありがとうございます。それについては手帳制度のことになりますが、福祉保健局と連携していただいて、全国LD親の会や国でも問題にしておりますが、都道府県によって手帳制度が違うということで、例えば神奈川県では自閉圏であればIQ90まで取れるとか、兵庫県では発達障害の診断があれば療育手帳が取れる等住んでいる所で違う。その中で東京都は88社の特例子会社がありながら、療育手帳を持っている人が少ないという現状があるようなのです。企業では手帳を持っている人しか雇えないというところがあり、親としてとても残念に思っています。これだけ企業数がありながら就職できない、また企業からすれば該当者がいないという現状があるので、そのあたりが整理されてくるといいと思っています。福祉保健局と連携をしていただいて対応をお願いいたします。

さらに、障害者雇用促進ハンドブックにつきまして「発達障害者＝手帳の対象者となるということではない」との東京労働局のお話でしたが、発達障害の方でも手帳を所持できる方もいるのも事実ではありますとの回答もいただきました。一部ではありますが、だんだんに精神保健福祉手帳を取得している人が多くなっているように親の会ではみております。中にはそういう人がいるということで記載をお願いします。

A:(雇用就業部 就業推進課)

わかりました。

Q:(くじら)

ジョブコーチ事業の委託先について、育成会以外にも手を挙げられた方(団体)はあったのでしょうか。

A:(雇用就業部 就業推進課)

20年度の立ち上がりの時点では2社でした。

Q:(けやき)

障害者雇用促進ハンドブックにつきまして、11月中の完成とお聞きしましたが、昨年同様希望すればいただけるのでしょうか。

A:(雇用就業部 就業推進課)

昨年度好評をいただきましたので、障害者団体には50部ずつお送りする手筈となっております。

A:(けやき)

よろしく申し上げます。

Q:(けやき)

要望項目9-(1)職業教育の充実と求職活動への支援ということで、今親の会でもキャリア教育講座というものを開いており、都立高校(普通科)や私立高校に通っている人たちの社会に出る前の教育がなかなか難しいことがあり、現実に親も子どもも社会生活ということが理解されてない中で、毎月1回3年間実施してきました。その成果が子どもたちの中に出

てきており（来年3月卒業までの、まだ途中ではありますが）、働くということの、社会に出るまでの教育はとても大事ですので、先程ハンドブックを都立高校に配布されているということでしたが、今後もできるだけ多くの高校に配布していただき、学齢期の教育ということを推進していただきたいと思います。教育庁への要望かと思いますが、産業労働局に於いてもハンドブックを利用した啓発ということでもよろしくお願いいたします。

A:(雇用就業部 就業推進課)

ハンドブックにつきましては部数に限りがありますが、なかなかご要望に応じる部数を用意するのは難しいところではありますが、昨年配布した部分については配布していきたいと思っています。その他に「TOKYO はたらくネット」というウェブサイトがありまして、そこにはこのハンドブックをすべて載せておりますので、必要なページおよび全体文をダウンロードできるようになっています。「TOKYO はたらくネット」で検索をかけていただければ出ますが、それ以外にも東京都の公式 HP から、例えば「雇用・労働」をクリックしていただくと「しごと・就業支援」というところが出てきまして、「TOKYO はたらくネット」の部分も出てきますので、その部分をクリックしていただけます。「TOKYO はたらくネット」が出ましたら、一番上の左側に「雇用・就業の促進」があります。そこをクリックしていただくと下の方に「障害者雇用」というのがありますので、そこをクリックしていただきますと、これまでご説明してきました助成金やハンドブックから、私共が行っている施策がすべて載せてありますので見ていただきたい。さらに「職業能力開発」をクリックしていただくと「障害者訓練」というのがありまして、訓練関係のメニューもありますので、ぜひご参考になさっていただきたいと思っています。これは支援学校の PTA の方にもお話しするのですが、ぜんぜん見たことがないというようなことも聞いておりますので、ぜひ見ていただくといろいろとためになるのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

A:(けやき)

ありがとうございます。大いに活用させていただきます。

A:(雇用就業部 労働環境課)

東京都の予算にも限りがありますので、部数が多ければ多いほどいいのですが、なかなかご要望に対応しきれないところもありますので、なんとか補う為にも PR していただければ幸いです。

謝 辞

以 上